

大阪市規則第26号

大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（内部組織） 第1条 住吉区役所に次の課を置く。 〔略〕 <u>福 祉 課</u> <u>保健こども家庭課</u> 〔略〕 （事務分掌） 第3条 住吉区役所の事務分掌は、次のとおりとする。 〔略〕 <u>福 祉 課</u> 〔(1) 略〕 <u>保健こども家庭課</u> <u>(1) 保健福祉センターに関すること（保健及び子育てに関することのうち区長が定めるものに限る。）</u> 〔略〕 （副区長等の設置） 第4条 〔略〕	（内部組織） 第1条 〔同左〕 〔同左〕 <u>保健福祉課</u> 〔同左〕 （事務分掌） 第3条 〔同左〕 〔同左〕 <u>保健福祉課</u> 〔(1) 同左〕 〔新設〕 〔同左〕 （副区長等の設置） 第4条 〔同左〕

[2 略]

[削る]

3 前項に定めるもののほか、住吉区役所に
医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健
副主幹、課に課長代理、担当課長代理、担
当係長、主査及び医長を置くことがある。

4・5 [略]

6 副区長、課長、医務主幹、保健主幹、参
事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、
保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び
医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(副区長等の職務)

第5条 副区長、課長、医務主幹、保健主幹、
参事、課長代理、担当課長代理、医務副主
幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査
及び医長は、おのおの上司の命を受けて所
管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

[2 略]

3 担当課長代理は、その職名に冠された事
務を専管するほか、区長が定める事務を専
管する。この場合において、同一の職名の
担当課長代理が複数置かれているときは、
当該担当課長代理の事務分担は、区長が定
める。

[4 略]

(職務の代理)

第6条 [略]

[2 同左]

3 別表に定めるところにより、住吉区役所
に担当課長を置く。

4 前2項に定めるもののほか、住吉区役所
に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保
健副主幹、課に課長代理、担当課長代理、
担当係長、主査及び医長を置くことがある。

5・6 [同左]

7 副区長、課長、担当課長、医務主幹、保
健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、
医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係
長、主査及び医長は、本市職員のうちから
市長が命ずる。

(副区長等の職務)

第5条 副区長、課長、担当課長、医務主幹、
保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、
医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係
長、主査及び医長は、おのおの上司の命を
受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮
監督する。

[2 同左]

3 担当課長及び担当課長代理は、その職名
に冠された事務を専管するほか、区長が定
める事務を専管する。この場合において、
同一の職名の担当課長が複数置かれている
とき又は同一の職名の担当課長代理が複数
置かれているときは、当該担当課長又は担
当課長代理の事務分担は、区長が定める。

[4 同左]

(職務の代理)

第6条 [同左]

2 区長に事故がある場合又は区長が欠けた場合において、副区長にも事故があるとき又は副区長も欠けたときは、当該事務を所管する<u>課長</u>が区長の職務を行う。 3 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、当該事務を所管する<u>課長</u>が副区長の職務を行う。 4 <u>課長</u>に事故があるとき又は<u>課長</u>が欠けたときは、当該<u>課長</u>の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該<u>課長</u>の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ区長が定めた順序で、当該<u>課長</u>の職務を行う。 5 前項前段の場合において当該<u>課長</u>の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ区長が定める職員が当該<u>課長</u>の職務を行う。 [削る]	2 区長に事故がある場合又は区長が欠けた場合において、副区長にも事故があるとき又は副区長も欠けたときは、当該事務を所管する<u>課長等</u>（<u>課長及び担当課長をいう。以下この条において同じ。</u>）が区長の職務を行う。 3 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、当該事務を所管する<u>課長等</u>が副区長の職務を行う。 4 <u>課長等</u>に事故があるとき又は<u>課長等</u>が欠けたときは、当該<u>課長等</u>の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該<u>課長等</u>の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ区長が定めた順序で、当該<u>課長等</u>の職務を行う。 5 前項前段の場合において当該<u>課長等</u>の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ区長が定める職員が当該<u>課長等</u>の職務を行う。 <u>別表</u>（第4条関係） 保健子育て担当課長
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。